

夢つなぐ富士見プロジェクト+(プラス)～富士見市子どもの貧困対策整備計画～
(令和4年度進捗状況評価結果・第1～4節)

評価(A:実施済 B:一部実施 C:未着手)								
項目	計画	担当	3年間で取り組む事業内容(R4～R6)	R4実施内容	現状値(R4)	評価	理由・課題等	R5計画内容
第1節 ①	子ども未来応援センター(子育て世代包括支援センター)の設置	子ども未来応援センター	平成29年10月に子ども未来応援センター設置。令和3年4月には母子保健業務及び児童虐待業務、子育て支援センター業務を子ども未来応援センターに集約し、支援体制の一元化を図りました。子育て世代包括支援としては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じます。また、関係課や関係機関と連絡・調整を行い、妊娠婦及び乳幼児の健康の保持、増進に関する支援を行い、安心して子育てができる環境を整備します。	妊娠届出時の面接、妊娠中の電話、医療機関からの連絡等から、精神的・経済的问题、家族状況等を把握し、センター内で月1回連携会議を実施。支援内容を検討、関係機関と連携し、継続して支援を実施した。	産後ケア事業数 1事業	A	把握した問題点について連携会議等で協議し、必要に応じて関係機関と連携し、支援を実施することができた。	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目的に、出産・子育て応援給付金の給付や伴走型支援を通じて、安心して子育てができる環境整備に努める。また、必要に応じて関係機関と連携し、継続的な支援を実施できるよう努める。
第1節 ②	子ども未来相談窓口の設置	子ども未来応援センター	子どもとその家庭、妊娠婦の身近な相談窓口として、社会福祉士等の有資格者を配置し、母子保健事業をはじめ、関係機関と連携を図りながら、支援が必要な家庭の早期発見から虐待の未然防止、再発防止に至るまでの継続的な支援を実施していきます。また子育てに関するワンストップ相談窓口機能を充実させるために、「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。	相談状況:新規件数244件/相談内容上位:子育て135件、不登校・ひきこもり35件、経済面35件、病気・健康24件	子ども家庭総合支援拠点準備	A	子育てに関するワンストップ相談窓口の機能を充実させるための子ども家庭総合支援拠点の準備した。	子ども家庭総合支援拠点を設置し、その機能及び子育て世代包括支援センター機能を連携させ、総合的な相談窓口として、引き続き必要な支援を行うことができるよう関係機関との連携強化を図っていく。
第1節 ③	子ども未来相談員・支援員の配置	子ども未来応援センター	子どもに関する相談に対して専門的な知識を持った「子ども未来相談員」を配置し、個別事案の解決に向けた支援を行います。また、登録制の市民ボランティアである「子ども未来支援員」を活用し、相談者の必要な手続きや各種支援機関等への同行支援を行います。相談員、支援員は、多種多様な相談・支援を行ふため、定期的に研修を実施し、資質の向上を図ります。	子どもに関する総合相談に対して、個別に支援を実施するため、子ども未来相談員を2名を配置した。また子ども未来支援員については、15名が登録しており、各種支援機関等への同行支援を行った。主な同行先は、病院、みずほ学園、適応指導教室、通級教室、児童館など	子ども未来支援員の同行支援 29回	A	実績以上に子ども未来支援員の同行を予定しているケースがあつたが、相談者の体調不良や都合等によりキャンセルとなるケースが少なからずあつた。また、支援を必要としている方をどのように把握し、支援に繋いでいくかが課題である。	専門的な相談に対応できる相談員を継続的に配置する。また支援員の同行支援回数を増やすため、支援を必要とする方の把握方法や支援への繋ぎ方について検討を行っていく。
第1節 ④	リンクシートの作成・運用	子ども未来応援センター	生活困難な家庭への支援に対して、リンクシートの作成・運用により、関係機関との情報の共有や整理が可能となり、連携の強化を図ることができます。令和3年4月に行われた組織改正に伴って、子育ての支援体制が一元化されたことにより、リンクシートの役割を所内における速やかな情報共有と支援につなげるものとし、関係課や関係機関との連携が必要な場合においては、これまで通り、リンクシートのデータ共有の仕組みを活用した関係者会議を開催し、課題解決に向けた支援を行います。	リンクシートの作成・運用により、関係課や関係機関と連携の上、相談支援を実施した。 継続支援数117件 (うちリンクシート新規作成数51件) 終結数53件	リンクシートの終結率 45.2%	A	リンクシートを活用し、関係課や関係機関と連携し、相談支援を行った結果、課題解決に繋がり、終結率をあげることが出来た。	連携ツールとしてのリンクシート及び支援シートの運用方法について再検討し、関係機関との円滑な連携体制の構築を更に図っていく。
第1節 ⑤	気づきマニュアルの作成と研修の実施	子ども未来応援センター	自発的な相談ができない生活困難な家庭や子どもたちを、日々子どもや保護者と接する機会が多い関係機関(保育所等、幼稚園、小学校、中学校、放課後児童クラブ、児童館等)や各種行政手続き・相談時において気づける体制づくりを進めます。そのため、「気づき・つなぐマニュアル」を活用した研修の実施や意識啓発を行います。また、現行マニュアルは、子どもの貧困に特化した内容であることから、児童虐待を含めた内容へと見直しを図り、より広い視野を持って、支援が必要な子どもたちへの気づきにつなげます。	放課後指導クラブ指導員、民生委員子ども・若者の居場所活動団体、地域行事等で、延べ201人にマニュアルを活用した研修や意識啓発を行った。	関係機関へのマニュアル周知回数 8回	A	少しずつ地域の活動が再開してきたことにより、研修や啓発の機会を得て、積極的に周知を行うことができた。	引き続きマニュアルの活用について周知を図るとともに、マニュアル作成から5年が経過していることから、関係機関と協議し、より現状に即した内容となるよう見直しを行う。

項目	計画	担当	3年間で取り組む事業内容(R4~R6)	R4実施内容	現状値(R4)	評価	理由・課題等	R5計画内容
第1節	⑥ 情報発信の強化	子ども未来応援センター	妊娠・子育てに役立つ情報をリアルタイムに届けられるよう、多くの人が利用する携帯電話やパソコンを活用して、スケジュールが複雑な予防接種の管理をはじめ、乳幼児健診や市の子育て関連事業の案内をスピード感をもって行い、情報発信の強化と登録者の拡大を図ります。	スマイルなびの登録案内に努めた。延べ登録者数4,073人（R4年度新規登録者数357人）近年のスマートフォン普及とICT技術の向上に伴い、アプリの基本機能の見直しを行った。	延べ登録者数4,073人（R4年度新規登録者数357人）	A	「スマイルなび」をモバイルサイトとアプリの2つで運用。情報発信と母子健康手帳情報は別のアプリとなるため、2つのアプリをダウンロードする必要があった。実用性の向上が課題である。	アプリの基本機能を見直し、市民の利便性、実用性の向上を目的に、「富士見すぐすくナビ」での情報発信を開始。新しいアプリの周知・利活用を促進する。
第1節	① 子ども未来コーディネーターの配置	子ども未来応援センター	子ども未来コーディネーターの配置により、行政間の情報連携を始め、事業者や民間団体の運営支援等を行い、子どもの貧困対策に関するネットワークが構築されました。今後も、子ども未来コーディネーターを継続的に配置し、子ども未来応援ネットワーク会議の運営のほか、「子どもの夢つなぐ市民運動☆ふじみ」の周知とサポートーの獲得など、市全体として、より一層子どもの貧困対策に取り組みます。	コロナ禍により中止が続いている子ども未来応援ネットワーク会議を開催したほか、「子どもの夢つなぐ市民運動☆ふじみ」の周知とサポートーの獲得などに取り組んだ。	サポートー登録件数 14団体 61個人	A	コロナ禍によりサポートー登録者数が伸び悩んでいた。今後、子ども未来コーディネーターの継続的な配置を前提として、アフターコロナ・ウィズコロナの時代に、いかにしてサポートーを獲得していくかが課題である。	子ども未来コーディネーターの継続的な配置により、子ども未来応援ネットワーク会議の開催、「子どもの夢つなぐ市民運動☆ふじみ」の街頭活動等の周知やサポートー獲得など、より一層子どもの貧困対策に取り組む。
第1節	② 子ども未来応援庁内会議の設置	子ども未来応援センター	子ども未来応援庁内推進委員会にて、子どもの貧困対策整備計画の各種事業の検証や新たな事業の研究・協議を進めます。	子ども未来応援庁内推進委員会にて、子どもの貧困対策整備計画の令和3年度進捗状況の点検・評価や、「延長版」についての確認作業及び「次期子ども・子育て支援事業計画」への合流について報告した。	会議開催数 2回	A	次期子ども・子育て支援事業計画への合流に際し、子ども未来応援庁内推進委員会の機能をどのように継承していくのかが課題である。	子どもの貧困対策整備計画＝延長版＝令和4年度の進捗状況の点検・評価、及び気づき・つなぐマニュアルの改定についての協議を予定。
第1節	③ 子ども未来応援ネットワーク会議の設置	子ども未来応援センター	子ども未来応援ネットワーク会議で、子どもたちの置かれている状況や必要な支援等について、学習の機会を設け、現状と目的意識の共有を図るとともに、子ども未来応援基金への協力や、「子どもの夢つなぐ市民運動☆ふじみ」の周知活動等、関係する各種機関や団体等と連携し、子どもの貧困対策に引き続き取り組みます。	コロナ禍の影響により、約3年ぶりの開催となった。現状と目的意識の共有を図るために、埼玉県子ども食堂ネットワーク代表の東海林氏からの県内・市内の状況報告の講演をいただき、改めて子ども未来応援基金への協力や「子どもの夢つなぐ市民運動☆ふじみ」の周知活動について説明を行った。	会議開催数 1回	A	約3年ぶりの開催となり、代表を始め、役員が変更している団体が多数あり、改めて子どもの貧困対策整備計画の説明や現状と目的意識の共有を行った。	子どもの貧困対策整備計画の進捗状況や子どもたちの置かれている現状について学習の機会を設け、関係する機関や団体等と連携し、子どもの貧困対策に取り組む。
第1節	④ 子ども未来応援地域会議の設置	子ども未来応援センター	市内各地で活動している子ども食堂や学習支援団体等が情報共有や意見交換を行い、さらに充実、安定した運営が行えるよう、横の連携をサポートし、地域の子ども・若者の居場所活動を通して貧困家庭の子どもたちへの支援につなげます。	子ども・若者の居場所応援ネットが、約2年ぶりに対面形式による情報交換会を開催し、他団体との情報共有や意見交換が行われた。	地域活動団体のネットワーク会議の開催回数 1回	A	コロナ禍の影響で、子ども食堂や学習支援団体等の子ども・若者の居場所活動団体は、活動の在り方に苦慮している。	子ども・若者の居場所応援ネットとして、加盟団体が様々な情報共有や意見交換を行えるよう、サポートする。
第1節	① 子ども未来応援基金の創設	子ども未来応援センター	平成30年10月、富士見市社会福祉協議会に「子ども未来応援基金」が設立され、事業者や市民の方々の支援により、地域の子どもの居場所活動の発展へつながってきました。今後も「子ども未来応援基金」を活用し、子ども食堂や学習支援等の団体へ経費の助成を行い、活動を支援します。また、活動の継続には、資金的な下支えが必要であるため、募金箱や寄附型自動販売機の設置、さらには、新たな手法としてクラウドファンディングの導入等についても研究を進め、安定した基金運用を図ります。そのために、子ども未来応援ネットワーク会議を始め、「子どもの夢つなぐ市民運動☆ふじみ」強化月間を利用して、街頭でのPR活動や広報等により、基金への理解と協力を得るための周知を広く図り、基金への協力につなげます。	コロナ禍の中、子ども食堂や学習支援等の団体が創意工夫を凝らし活動を維持し続けられ、基金から経費の助成が行われ、活動を支援した。	寄附金額 1,652,154円	A	街頭でのPR活動等ができない状況ではあった。	子ども未来応援基金の安定した運用を図るため、基金への理解と協力を得るための周知を広く図り、募金箱の設置協力依頼を積極的に行い、設置個所増加を図る。

項目	計画	担当	3年間で取り組む事業内容(R4~R6)	R4実施内容	現状値(R4)	評価	理由・課題等	R5計画内容
第2節	① 生活支援物資供給センターの設置	福祉政策課	食料品や衣類、学用品等、生活物資を必要とする生活困難な子育て家庭に対して、生活サポートセンター☆ふじみをはじめ、企業や民間団体等と連携して支援を行います。また、保管場所の確保にあたっては、生活支援物資の安定的な供給を目指し、様々な手法を継続して検討します。	生活サポートセンター☆ふじみにより食糧の支援は継続して行われ、令和4年度は延べ502人の利用があった。	生活困難な家庭に生活物資を供給するためのステーション数2か所	B	現状値と変わらないため、左記の評価とした。	企業や民間団体等の動向を注視しつつ、生活サポートセンター☆ふじみや子ども未来応援センターでの支援物資の受け入れ、供給を継続する。
第3節	① 子どもの居場所となる場所の確保・支援	子ども未来応援センター	NPO法人や地域の団体、ボランティアで組織する団体に対して、既存の公共施設や集会所の活用など、地域の実情に応じた子どもの居場所の開設に引き続き支援します。また、必要に応じて子ども未来応援基金の案内等を行うほか、コロナ禍により活動を休止したり、縮小している団体に対し、状況に応じた運営について、適宜助言や調整を行い、円滑で継続的な運営をサポートします。	子どもの居場所団体に対し、既存の公共施設等の活用について、必要に応じて施設と団体との協議の場を設定するなどの支援を行ったり、子ども未来応援基金申請等手続きに関する助言を行うなど、状況に応じたサポートを行った。	子どもの居場所設置数22か所	A	子どもの居場所団体に必要に応じて支援を行った。しかしながらコロナ禍の影響で、子どもの居場所設置数が増加していない。	子ども食堂等子どもの居場所開設希望者に対して、引き続き支援する。また、子ども未来応援基金の案内等、状況に応じた運営についての助言や調整を行い、活動をサポートする。
第3節	② 若者の居場所・就労支援	産業経済課	不登校やひきこもり等、困難を抱える若者を支援するため、高卒認定取得などを目指す学び直し相談を実施します。また、若者の居場所活動を行う団体の支援やハローワークと連携した情報提供、若者就職面接会の共催・就職支援セミナーの実施による就労支援を行い、一人でも多くの若者が自立し社会へのつながりが持てるよう取り組みます。	ハローワーク等の情報提供。就職支援セミナーの開催	若者就職面接会の就職決定者0人	B	若者就職面接会がコロナ禍により縮小開催となったため。	ハローワークと連携した情報提供、若者就職面接会の共催。
第3節	② 若者の居場所・就労支援	子ども未来応援センター	学び直し相談を月2回実施し、相談件数は31件。	若者に社会参加の体験機会を提供するセンター数4団体	A	コロナ禍においても、学び直し相談事業を定期的に実施できた。	不登校やひきこもり等、困難を抱える若者を支援するため、高卒認定取得などを目指す学び直し相談を引き続き実施する。	
第3節	③ 空き家の利活用	建築指導課	子ども・若者の居場所としての空き家の利活用について、相談・支援や、補助金の交付を行います。	空家利活用希望者からの相談受付、空家バンク事業の実施及び空家利活用補助制度の実施。	空き家利活用補助金申請件数0件	A	空家所有者と利活用希望者との円滑なマッチングが求められている。	引き続き空家バンク事業及び空家利活用補助制度の周知及び実施により、空家の流通・利活用を促進する。
第3節	① 子ども食堂を行う団体への支援	子ども未来応援センター	子ども食堂の開設にあたっては、子どもの居場所づくりアドバイザーを活用したり、子ども未来応援基金を案内するなど、安心・安全に活動がスタートできるようサポートに努めます。子どもたちに食事や居場所を提供する子ども食堂の運営には、安定的な施設の利用や食材の供給が必要なことから、公共施設の利用調整や支援物資の配布支援を行います。また、多世代を対象としたコミュニティ食堂についても対象とし、異世代間の交流も視野に入れた支援を行います。さらに、必要に応じて、調理などの人材についても案内できるよう、子どもの夢つなぐ市民運動☆ふじみのサポートーを確保します。	弁当配布に限っていた活動から、会食制を開始するという団体に、公共施設の利用調整を行なうなど、安心・安全な活動を行えるようサポートした。また、埼玉県子ども食堂ネットワークを通じた埼玉県等からの支援物資の配布拠点として、支援を行った。	子ども食堂数12か所	A	安心・安全な活動へのサポートや支援物資の配布拠点としての支援が行えた。だが利用率の高い公共施設の利用について、希望通りの部屋確保とならない場合が出てきている。	引き続き公共施設の利用調整や適宜助言、支援物資の配布拠点として支援を行う。
第3節	① 学習支援を行う団体への支援	子ども未来応援センター	子どもたちの学習支援と居場所を提供する学習支援教室の運営には、安定的な施設の利用や教材費等の経常的な経費が必要なことから、公共施設の利用調整や子ども未来応援基金の活用等を促し支援を行います。また、必要に応じて、学習指導者等の人材についても案内できるよう、子どもの夢つなぐ市民運動☆ふじみのサポートーを確保します。	活動の安定的な運営のために、必要に応じて、適宜助言を行った。	学習支援教室数5か所	A	必要に応じた助言を行えたことでA評価とする。しかし学習支援教室の増加に至っていない。	引き続き公共施設の利用調整や子ども未来応援基金の活用等を促すなどの支援を行う。
第3節	② 生活困窮者世帯に対する学習支援事業	福祉政策課	小・中・高生対象の学習支援教室を開設し、生活困難な家庭の子どもに学習環境を提供します。また、学校を含む関係機関との連携を図り、学習だけでなく、生活面のサポート等の相談支援を行います。	昨年度に引き続き、小学校3年生～6年生対象の教室及び中高校生対象の教室を開催した。また、アウトリーチ型の訪問支援を約120回実施した。	高校進学率100% 高校中退率0%	A	目標値を達成しているため、左記の評価とした。小学生対象の教室のニーズが高まっており、委託業者や関係機関等との調整が今後は必要である。	小学生対象の教室、中・高生対象の教室ともに市の事業として継続するとともに、引き続き各学校や関係機関との連携を図り、学習と生活面のサポートを行う。

項目	計画	担当	3年間で取り組む事業内容(R4~R6)	R4実施内容	現状値(R4)	評価	理由・課題等	R5計画内容
第3節	③ 家庭学習応援事業	生涯学習課	小学5・6年生と中学3年生を対象に、民間事業者の委託による学習指導を行い、学習意欲と達成感を高め、家庭学習の習慣化と基礎学力の定着を図ります。また、仲間づくりの場となるように環境構築に努めます。 参加負担金について、要保護・準要保護世帯に対して減額措置を講じます。	【小学5年生】 R4.7～R5.3の期間に算数を3会場で30回実施。参加児童52名。各会場の出席率 鶴瀬公民館77%、水谷公民館80%、針ヶ谷コミニティセンター94%。 【小学6年生】 R4.7～R5.3の期間に算数を3会場で30回実施。参加児童57名。各会場の出席率 鶴瀬公民館86%、水谷公民館79%、針ヶ谷コミニティセンター84%。 【中学3年生】 R4.7～R5.2の期間に数学と英語の教科を2会場で各33回実施。参加生徒61名。各会場の出席率 鶴瀬公民館:英語79%、数学83% 水谷公民館:英語77%、数学76%	講座の満足度 83%	A	講座の満足度が80%を超えており、一定の評価を得ていると考えられる。しかし、学年によっては募集定員に満たない申込であったため、周知方法について検討が必要。	引き続き、小学5・6年生と中学3年生を対象に、学習意欲と達成感を高め、家庭学習の習慣化と基礎学力の定着のために事業を実施します。 Twitterやライン等も用いて、周知活動を行う。
第4節	① ひとり親家庭自立支援員の配置	子育て支援課	ひとり親家庭からの相談や自立支援について、国や近隣市町村の動向確認や関係機関との連携を図りながら、制度の案内や情報提供等を行います。 また、引き続き、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化に取り組みます。	自立に向けての資格取得に係る各種制度の情報提供等の支援に努めた。	貸付相談件数:29件 自立支援相談件数:15件	B	ひとり親家庭が自立するために特化した包括的な相談窓口がなく、継続的なフォローが難しい。	ひとり親家庭からの相談や自立支援について、子ども未来応援センターや他部署と連携しながら対応するとともに、総合的な支援に向けて相談窓口の強化を検討していく。
第4節	② ひとり親家庭への交流機会の創設	子ども未来応援センター	ひとり親家庭が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場である「おしゃべり☆ふれいす」を引き続き提供します。 開催情報が必要な方に届けられるようスマイルなび等を活用し、孤立しがちなひとり親の参加を促し、支援を行います。	「おしゃべり☆ふれいす」3回計画中、2回開催。	参加人数 4人(2回)	A	3回計画中2回開催できることを評価した。ただ申込数が少なく、周知に課題がある。	周知に努力し、引き続き「おしゃべり☆ふれいす」を年間3回開催する。
第4節	③ ひとり親家庭子育て支援助成金	子育て支援課	ひとり親家庭の就労による自立の促進を行うために、病児・病後児保育やファミリー・サポート・センター事業等の制度を利用した場合、利用料の一部を助成します。 また、制度の利用促進に向け、周知や案内を行います。	児童扶養手当受給者などへ制度の周知を進め、働くひとり親の支援に努めた。	登録児童数 138人	A	従来の保育所や放課後児童クラブでは対応が困難な時間帯に働くひとり親家庭を助成することにより、ひとり親家庭の就労による自立を促進する。	制度の利用促進に向け、周知や案内に努める。
第4節	④ 養育費確保に向けた情報の提供	人権・市民相談課	離婚後に陥りやすい経済的な生活困難を防ぐため、養育費に関する相談を実施します。 また、必要な方に養育費を確保できるように案内や周知に努め、ひとり親を支援します。	養育費にかかるパンフレットを相談室内に配置し、法律相談時等、相談者から相談があつた場合、必要に応じて情報提供を行った。	法律相談の開催 週2回	A	相談員を通して、適切な情報提供をすることができた。	引き続き、相談室内にパンフレットを配置し、法律相談時等、相談者から相談があつた場合、必要に応じて情報提供を行う。
第4節	④ 養育費確保に向けた情報の提供	子ども未来応援センター	さらに、子を持つ親が離婚の際に必要な情報を提供するセミナーの開催やリーフレットを作成します。 また、養育費等の取り決めをサポートするシートの作成等、養育費確保のための支援を併せて行います。	養育費相談事業を月1回開催した。また、養育費等の取り決めをサポートする「子どものための養育プランメモ」を作成した。	養育費相談の開催 年12回	A	数値目標を達成できていることを評価した。今後は、養育費確保のための経済的支援が課題となっている。	離婚後に陥りやすい経済的な生活困難を防ぐため、養育費の確保を目的とした「公正証書等作成費用補助金」を設置する。また、引き続き養育費相談を開催する。
第4節	① 就労に向けた資格取得支援	保育課	生活困難な家庭の「就職・転職のための支援」や「就職や転職に関する知識の習得や資格の取得」を支援するため、ハローワークや県の情報提供を行います。 また、資格取得のための給付金事業等を実施し、経済的な支援をします。	「就学又は技能取得のための職業訓練を受けている場合」については、保育を必要とする理由に該当するため、現状においても受け入れ可能である。	該当なし	A	待機児童数の推移を勘案しながら、専用枠の設置を検討する。	就労につながる資格取得のための講座を受講する場合は、保育を必要とする理由に該当することから、保育所等の利用可能施設を案内します。
第4節	① 就労に向けた資格取得支援	産業経済課	就労につながる資格取得のための給付金事業等を実施し、経済的な支援をします。	ハローワーク、県(高等技術専門校)と連携した情報提供。	該当なし	A	資格取得よりは知識・技能取得の面が強い。	ハローワーク、県(高等技術専門校)と連携した情報提供を行っていく。
第4節	① 就労に向けた資格取得支援	子育て支援課	就労につながる資格取得のための講座を受講する場合は、保育を必要とする理由に該当することから、保育所等の利用可能施設を案内します。	令和4年度は高等職業訓練促進給付金を活用し、修業支援を継続した。高等職業訓練促進給付金を6人に対し給付し、4人が修業期間を終了したため、修了支援給付金を給付した。自立支援教育訓練給付金を2人に対し給付した。	給付金制度の案内 2回	A	ひとり親家庭の安定した就労につながる資格取得のための支援を確実に進めていく。	県等の職業訓練講座や、ひとり親家庭自立支援事業の案内等を継続的に実施していく。